

令和4(2022)年10月20日版

地域企業新事業展開支援補助金

【※追加公募分を含む】

Q & A

※ 補助金には各種の手続や制限があります ※

- 本事業は、新型コロナウイルス感染拡大や、原材料等の価格高騰や円安の影響を受けた中小企業者等が実施する、ウィズコロナ・ポストコロナに向けた新たな事業展開に要する経費の一部を補助することにより、地域経済を活性化することを目的としたものです。
- 補助金の執行に当たっては、必要な事務手続や各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(例)

- ・ 交付申請書や補助事業計画は、オンラインから提出してください。
- ・ 事業完了後は、経理書類等を整理いただいた上で、検査を実施します。
- ・ 本事業で購入した設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要となります（処分とは、補助金で復旧や取得した施設や設備を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は破棄することをいいます。）。

- この資料は、10月20日時点でご質問が多いと思われる内容や制度の趣旨をお答えしております。今後、記載内容等が変更となる場合がありますので、御留意ください。



地域企業新事業展開支援補助金事務局

栃木県産業労働観光部経営支援課

1 地域企業新事業展開支援補助金の内容（申請手続関係）

（問 1-1）「新たな取組（新たな事業展開）」の具体的な事例を教えてください。

（答）○ 具体的な取組事例（採択事例も含む）は以下の通りです。

【取組事例】

- ・ 飲食店が店舗を改装して、テイクアウト専門店の営業及び EC サイトによる販売を開始（改装＋EC サイト）
- ・ 酒造会社が倉庫の一部を改装して、日本酒に合う料理を提供する飲食店を開始するとともに、店の広告をネットに掲載（改装＋広報）
- ・ 飲食店が店舗を一部改装し、パッキング機械、急速冷凍機械を導入して新商品の EC サイトによる販売を行う（改装＋EC サイト＋設備）
- ・ ダンス教室が部屋の一部を改装して、撮影スタジオを設置するとともに、オンライン環境を整備し、レッスンのオンライン配信を開始。（改装＋オンラインサービス）
- ・ 化粧品製造事業者が新たに設備を導入して、健康食品の製造を行うとともに、事務室の一部を改装して新たに店舗を開設し販売を開始（設備＋改装）
- ・ クリーニング店が受取ロッカーの設置及び EC サイトを構築し、サブスクリプション（定額利用サービス）を導入（設備＋EC サイト）
- ・ 経営コンサルタント事業者が新たに焼き菓子専門店を出店（厨房設備＋店舗改装）
- ・ ホテル等の清掃事業者が、自社車両の移動サービスによる布団等の即日洗濯乾燥抗菌コーティング事業を開始（設備）
- ・ コンビニエンスストアが非対面式のパーソナルフィットネスクラブを開始（設備＋改装）
- ・ OEMを中心とした婦人用インナー製造事業者が直売店舗の設置及び自社オリジナル製品の認知拡大事業を実施（店舗用設備＋店舗改装＋広報）

なお、既存の事業と新たに実施する事業のそれぞれについて、日本標準産業分類における中分類及び小分類を確認することで、「新たな取組（新たな事業展開）」としての妥当性を一定程度判断することができます。

○日本標準産業分類の中分類上別の事業への展開となっている。

→妥当性が高い

○日本標準産業分類の小分類上別の事業への展開となっている。

→妥当性は一定程度確認できるが、不十分

○日本標準産業分類の小分類上でも変更がない。

→妥当性は低く、少なくとも補助事業計画等において十分な補強説明が必要

※日本標準産業分類の詳細については、公募要領P7又は総務省HP
(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm)
をご確認ください。

(問 1-2) 補助事業計画に必要となる「経営革新計画等」とは、どのような計画ですか。

(答) ○ 以下の計画となります。

- ①栃木県から承認を受けた経営革新計画
(計画期間中のもの。交付申請時点で承認されているものに限る。)
- ②経営革新計画に準じる計画として県が認めるもの
(経営革新計画の承認基準に準じて作成されたもの。経営改善計画等。)

(※交付申請時点で未承認の経営革新計画は、「準じる計画」として扱います。)

(※経営革新計画の承認基準は、「経営革新計画」活用の手引きを参照してください。)

(※計画には、導入する設備や改装内容等が明示されている必要があります。(経営革新計画の別表4など))

(問 1-3) 既に「経営革新計画」の承認を受けています。補助対象になりますか。

(答) ○ 既に承認済の経営革新計画(計画期間中のものに限る。)であっても特に申請を妨げることはありません。

計画や事業の内容が補助要件を満たしていれば、補助対象となる可能性がありますので、改めて公募要領及び本Q&Aを確認願います。

(問 1-4) 本補助金の申請に併せて、「経営革新計画」の作成を検討しています。承認にどれくらいの期間が必要になりますか。

(答) ○ 県に計画案を提出してから承認を得るまで、特に補正がない場合であっても4週間程度必要となります。

※ 本補助金は、公募終了日前であっても、申請額が予算の上限に達し次第受付終了となります。(ただし、補欠での受付を行う可能性があります)

※ 計画には、「新たな取組(新事業展開)」を記載するとともに、補助対象事業を位置付けて作成してください。

(問 1-5) 交付決定前に既に開始した事業は、補助対象となりますか。

(答) ○ 令和3(2021)年4月1日以降に発生(見積・発注)した経費に係る事業である場合に補助対象となります。

ただし、書類、写真、チラシやホームページ等により、経費及び事業実施の確認が可能であり、事業内容が適正であると認められる場合に限りです。

(問 1-6) 申請書類の郵送や持参により申請をすることは可能ですか。

(答) ○ 本補助金の申請手続きは、インターネットからのオンライン申請のみとなっておりますので、補助金総合サイトから申請をお願いします。

また、申請には事前に「G ビズ ID プライムアカウント」の取得が必要となりますので、補助金申請の前に、取得をお願いします。詳細は G ビズ ID 事務局 (TEL : 0570-023-797) へお問い合わせください。

(問 1-7) 補助金申請の、「通常手続」と「一括手続」の違いは何ですか。

(答) ○ 通常手続は、補助対象設備等をこれから購入等する場合や、改装工事は済んでいるが厨房設備の購入はこれから行うなど、一部未購入の設備等について申請する場合があります。

○ 一括手続は、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日以降に発生 (見積・発注) した経費で、支払い等が全て完了した設備等について、完了報告まで一括で申請する場合があります。

○ 補助事業に必要な証拠書類は「通常手続」と「一括手続」で変わりません。

(問 1-8) 【10/19 修正】補助金が支払われるまでにはどのような手続が必要ですか。

(答) ○ 補助金が支払われるまでの手続は次の手順となります。

- ①「補助事業計画」の作成 (事業者)
- ②補助事業計画申請、補助金交付申請 (事業者 → 事務局 → 県)
(※オンライン申請のみ)
- ③採択通知、交付決定通知 (県 → 事業者)
- ④補助事業の実施 (事業者)
- ⑤補助事業の完了 (支払含む) (事業者)
- ⑥実績報告書の送信 (事業者 → 事務局 → 県)
(※オンライン申請のみ)
- ⑦完了検査 (事務局 → 事業者)
- ⑧補助金の額の確定通知 (県 → 事業者)
- ⑨補助金請求書の郵送 (事業者 → 県)
- ⑩補助金の支払 (県 → 事業者)

○ 上記のとおり、支払を含む事業完了後に、実績に応じて補助金が支払われます。補助事業の実施に当たっては、資金計画など十分な検討を行ってください。

○ 【追加公募分】については、事務局を介さず、県で直接申請等を受け付けます。ご不明点については、栃木県経営支援課 (TEL:028-623-3173) までお問い合わせください。

(問 1-9) 経費の支払方法について、現金での支払いも補助対象となりますか。

(答) ○ 経費の支払方法は、口座から口座への振込が原則となります。

また、小切手、手形、相殺、10万円超(税抜)の現金支払は補助対象となりません。

2 補助対象事業者

(問 2-1) 補助対象事業者の各要件について教えてください。

「令和3年4月1日より前から、県内に所在する」とは・・・?

期日前から、補助対象設備等を設置する店舗等が栃木県内にあることを意味します。

(例1) 会社の場合

【登録簿上の所在地】県内、【店舗等の所在地】県外 → 対象外

【登録簿上の所在地】県外、【店舗等の所在地】県内 → 対象

【本社の所在地】県外、【店舗等の所在地】県内 → 対象

(例2) 個人事業者の場合

【住民票の住所地】県内、【店舗等の所在地】県外 → 対象外

【住民票の住所地】県外、【店舗等の所在地】県内 → 対象

「中小企業者」とは・・・?

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業、建設業、運輸業、その他業種(下記以外)	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
サービス業(下記以外)	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下又は5,000万円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下

商工法に規定する「商工業者」とは・・・?

- (1) 自己の名をもって商行為をすることを業とする者
- (2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
- (3) 鉱業を営む者
- (4) 会社

* 商工業者に含まれない者の例

- ・ 医師、歯科医師、助産師
- ・ 系統出荷による収入のみである個人農業者（林業・水産業者も同様）

「会社」とは・・・？

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社となります。

（問 2-2）個人事業主は補助対象事業者となりますか。

（答）○ 会社だけでなく、個人事業主も補助対象となります。

（問 2-3）法人成り等で令和 3（2021）年 4 月 1 日以降に設立した法人は対象になりますか。

（答）○ 対象になりません。令和 3（2021）年 3 月 31 日以前から法人として県内に事業所を有する必要があります。

（問 2-4）「大企業」及び「みなし大企業」（以下「大企業等」という。）は補助対象者となりますか。

（答）○ 補助対象者には該当しません。

【みなし大企業とは】

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (3) 大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占める中小企業者

（問 2-5）「みなし大企業」への該当の判断に際し、出資状況等ほどの範囲まで確認すればよいですか。

（答）○ 親子関係までを確認します（孫企業までは及ばないものとします。）。

（問 2-6）事業の実施場所について、地域や市町などの限定はありますか。

（答）○ 栃木県内にある店舗等であれば、地域や市町での限定はなく、県下全域が対象となります。

(問 2-7) 売上高等の比較について、「令和 4 (2022) 年 1 月以降のいずれかの月の売上高(又は付加価値額)が、令和元(2019)～3(2021)年同月と比較して 5%以上(付加価値額の場合 10%以上)減少している者」とありますが、売上高等は令和元～3年の 3 年間分比較する必要がありますか。

(答) ○ いずれか 1 年間分の比較で問題ありません。

【例：3 月で比較する場合】

以下の①と②を比較する。

①2022 年 3 月の売上高等

②2019 年 3 月、2020 年 3 月、2021 年 3 月のいずれかの売上高等

(問 2-8) 付加価値額とは何ですか。

(答) ○ 付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいいます。

(問 2-9) 売上高等の比較について、持続化給付金等の給付金は計上しますか。

(答) ○ 計上せず、除いて計算してください。

(問 2-10) 飲食店は、補助金の交付申請までに「とちまる安心認証制度」の認証を取得している必要がありますか。

(答) ○ 交付申請の時点では、認証未取得でも申請を行うことができますが、実績報告書の提出までに認証を取得し、認証を受けたことが確認できる書類を提出する必要があります。

なお、実績報告書提出までに認証を取得できない場合は、補助金の交付は受けられません。

認証の更新を行わずに期間満了するなど、感染対策への協力が得られない場合も、補助金の交付は受けられません。

(問 2-11) 【10/20 修正】以下の補助金の交付決定を受けた事業者でも今回の補助金の申請をすることができますか。

①地域企業感染症対策新事業展開支援補助金

②地域企業新事業展開支援補助金 (R4. 7. 1～R4. 9. 14 公募分)

(答) ○ 今回の補助金は、上記①、②の補助金の交付決定(申請中、廃止した場合を含む)を受けている事業者は申請できません。

(問 2-12) 公的機関の他の補助と併用できますか。

(答) ○ 国、県及び市町等の公的機関が助成する他の制度と重複する事業(経費)は、補助対象となりません。ただし、国の持続化給付金や県の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金等の、営業全般に対する継続支援は除きます。

(問 2-13) 市町の施設を維持管理する指定管理に係る事業は、新たな取組（新たな事業展開）として補助の対象になりますか。

(答) ○ 市町から施設の維持管理に係る費用等の支払を受けている指定管理事業は、対象となりません。

(問 2-14) 不動産所有者が物件を他の事業者向けに貸し出しています。不動産所有者として新たな取組（新事業展開）に係る費用は補助対象になりますか。

(答) ○ 不動産所有者（大家）が、他の事業者（店子）のために、施設改装工事等を実施する場合は補助対象となりません。その店舗を経営している事業者自身が事業を実施する場合に限り補助対象となります。

(問 2-15) 【10/20 削除】

3 補助対象経費

(問 3-0-1) 補助対象経費の内容、補助率等はどうなりますか。

(答) ○ 新たな取組（新たな事業展開）に要する経費で、補助事業計画（経営革新計画等）に基づく事業を行うために必要不可欠な下記の経費が補助対象となります。

事業区分	補助率	補助金額
(1) 新たな事業展開に必要な設備の導入	2 / 3 以内	30～300 万円
(2) 新たな事業展開に必要な施設改装工事		20～200 万円
(3) 新たな事業展開に必要な車両購入・改造費用		10～50 万円
(4) 新たな事業展開に必要なECサイトやオンラインサービス等の構築		10～50 万円
(5) 新たな事業展開に必要な情報サイトへの広告掲載等		5～10 万円

(問 3-0-2) 補助金額に上限や下限はありますか。

- (答) ○ 事業区分ごとの上限及び下限額は（問 3-0-1）のとおりです。
- 補助金の合計額に係る上限は、500万円となります。
 - 補助金の合計額に係る下限は、50万円となります。

(問 3-0-3) 補助金交付時の消費税の取扱いはどうなりますか。

(答) ○ 消費税分は、補助対象とはなりません。補助事業計画及び補助金の交付申請

においては、消費税を含まない金額で申請をお願いします。

また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

★①設備導入に係る費用★

(問 3-1-1) 新たな事業展開に必要な設備の導入に係る費用は、どの様なものが対象となりますか。

(答) ○ 新たな事業に取り組むために、各計画に明示された設備の導入に係る経費が該当します。

(例)

経営革新計画の場合… (別表 4) 設備投資計画に記載のある設備

※経営革新計画に準じた計画の場合でも、「経営革新計画の (別表 4) 設備投資計画」を参考するなどにより、導入する設備を明示してください。

(問 3-1-2) 新たな事業展開に必要な設備導入について、PCやプリンターなど汎用性がある機器についても対象となりますか。

(答) ○ 経営革新計画等に位置付けられた事業に直接的に必要な不可欠な専用器機であれば、汎用性がある機器についても補助の対象となる場合があります。

(問 3-1-3) 本補助金を活用して車両を購入する場合、車載する設備は「新たな事業展開に必要な設備の導入」に係る費用として対象になりますか。

(答) ○ 車載する設備は「新たな事業展開に必要な設備の導入」としては対象になりません。キッチンカー等の車両に関する費用については、「新たな事業展開に必要な車両購入・改造費用」に該当する設備に限り補助対象となります。

★②施設改装工事に係る費用★

(問 3-2-1) 補助対象となる施設改装工事とは、どの様な工事が該当しますか。

(答) ○ 新たな事業に取り組むために、補助事業計画 (経営革新計画等) に位置付けられた内装工事で、壁紙、床や天井の張り替え、備え付けの椅子・テーブル等の設置等が該当します。

(例)

①飲食店において、これまで客席スペースを持ち帰り専門店の商品受渡しスペースに改装する工事

②食品製造業において、事務室スペースを販売用スペースに改装する工事

(問 3-2-2) 事業スペースを広げるための新・増築（不動産を取得する）費用や、外壁、屋根を改修する場合の費用は補助対象となりますか。

(答) ○ 新・増築など、「不動産の取得」に当たる工事や外壁を取り払う工事等の改修工事は対象となりません。

また、事業スペース確保のために、プレハブ等を購入する経費も対象となりません。

(問 3-2-3) 工事内容が図面等で分かれば、見積書の内容は「工事一式」となっている問題ありませんか。

(答) ○ 経費内訳（工事内容、単価、諸経費等）が明確でない見積書は根拠資料として採用できませんので、内訳を記載するよう施工業者に依頼してください。

(問 3-2-4) 申請に添付する図面は、フリーハンドでも構いませんか。

(答) ○ 申請に添付する図面は、原則、施工業者等に作成（寸法、面積等が付記されたもの）を依頼し、正確なものを提出してください。

(問 3-2-5) 自費で新築の建物を建築した場合や増築した場合、内装工事は補助対象となりますか。

(答) ○ 新築や増築に係る一体的な工事と見なされますので、施設改装に係る費用は補助対象外となります。

★③車両購入・改造に係る費用★

(問 3-3-1) 市販の状態の車両をデリバリー又は移動販売の専用車両に改造する場合は、補助対象となりますか。

(答) ○ 改造費用のみの申請であっても、補助対象となります。ただし、新たな事業展開に必要な改造に限ります。

(問 3-3-2) 車両購入に係る諸手続やオプションに係る費用は、補助対象になりますか。

(答) ○ 自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・燃料代・電気代、その他オプションや諸経費は補助対象となりません。

(問 3-3-3) ローンを組んで車両を買ったが、これも補助対象となりますか。

(答) ○ 補助事業の実施期限(令和5年2月10日)までに全部の支払が完了しない場合は、補助対象となりません。

なお、車両の名義は、交付決定を受けた方の名義であることが補助の条件ですので、ローンの返済が終わった後、所有者の名義を変更しておく必要がありますので、ご注意ください。

(問 3-3-4) 車両を購入・使用する際、特に注意すべきことはありますか。

(答) ○ 基本的な条件として、下記(1)～(5)の事項がありますので、ご注意ください。

- (1) 車両の名義は、交付決定を受けた方の名義で登録されていること
- (2) 購入した車両を資産計上すること
- (3) 購入した車両の見やすい位置に判読可能な適正な大きさと、企業名、屋号または当該補助金名のいずれかを表示すること
- (4) 車両運行日誌を作成しておくこと
- (5) キッチンカーについては、栃木県又は宇都宮市の営業許可を取得すること

○ 目的外使用（補助事業計画に記載した事業以外への転用、個人または家庭内での利用等）は一切禁止されます。義務違反があった場合には、当該車両購入費は補助対象となりません。

○ 補助事業で購入した車両（税抜き 50 万円以上）については、一定期間、処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されますので、ご注意ください。

★④ EC サイトやオンラインサービス等の構築に係る費用★

(問 3-4-1) 補助対象となる EC サイトには、どのような機能が備わっていることが必要ですか。

(答) ○ サイト上に掲載された商品（サービス）を選択し、クレジットカード等による代金の支払い方法（決済手段）を決定した上で、商品の購入ができる機能が備わっていることが必要です。

(問 3-4-2) EC サイトの開設を機に、ホームページのリニューアルを行ったが、どの経費が補助対象となりますか。

(答) ○ EC サイト開設に係る経費が補助対象となります。単なるホームページのリニューアルに係る費用は、補助対象となりません。

(問 3-4-3) 楽天や Yahoo! (ヤフー) などのインターネットショッピングサイトへの出店に係る経費は、補助対象になりますか。

(答) ○ ショッピングサイト等への出店に係る経費は、補助対象となりません。

(問 3-4-4) 補助対象となるオンラインサービス等の構築費用とはどのようなものですか。

(答) ○ オンラインサービスを構築するために、外部業者に委託する経費（プログラム構築費）やソフト購入等の経費が対象となります。

なお、オンラインサービスを構築するために必要となるカメラ、パソコン等の機器は、設備導入等に係る費用（機械装置等費）の対象となります。

(例)

- ①学習塾において、オンラインによる授業を行うための動画配信プログラムの構築費用
- ②旅行会社において、オンラインによるバーチャルツアーを行うための動画配信ソフトの購入費用

★⑤情報サイトへの広告掲載等に係る費用★

(問 3-5-1) 補助対象となる情報サイトへの掲載等の広報費用とは、どの様なものですか。

- (答) ○ 事業期間内におけるチラシ等の配布物作成費用や新聞・雑誌又はフリーペーパー等の情報サイトへの広告掲載費用が対象となります。
- なお、チラシ等の配布物については、事業期間内に配布したものに係る費用が補助対象となります。

4 補助金の変更交付申請について

【注意事項】

補助事業は、補助事業計画申請書に添付した補助対象経費の資料（見積書等）の内容のとおり実施してください。実施した内容が申請の内容と異なる場合、原則として補助対象外となりますので、ご注意ください。

(問 4-1) どのような場合に補助金の変更交付申請が必要か。

- (答) ○ やむを得ない理由があり、①～③に該当する場合には、補助金の変更交付申請により、補助事業内容を変更することが出来ます。

- ① 補助事業に要する経費の増減額が 30%を超える場合
- ② 補助事業に要する事業区分の相互間の変更額が 30%を超える場合
- ③ 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

- 相続や法人の会社合併等により、交付決定後に事業者が変更となるなど、交付決定後に何らかの変更が生じた場合には、個別にご相談ください。

(問 4-2) 交付申請時の見積事業者と実際の納品事業者が変わっても良いか。

- (答) ○ 交付申請時の見積事業者では施工不可などの特別な事情が生じた場合は変更可能ですので、以下のとおり対応してください。

【①内容、金額に変更がない場合】

実績報告時に補助事業の内容と経費に変更がないことが分かる見積書、納品事業者が変更となった理由書を提出してください。

【②内容、金額に変更がある場合】

変更手続きが必要になる場合がありますので、個別にご相談ください。

(問 4-3) 交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。

(答) ○ 原則不可となりますが、交付申請時の設備が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合は、個別にご相談ください。

5 補助金の実績報告について

(問 5-1) 実績報告書はいつ提出すればよいですか。

(答) ○ 【通常手続の場合】 全ての補助事業が完了し、全ての支払いが終わった日から30日以内、又は提出期限の令和5年2月10日のいずれか早い期日までに提出してください。

【一括手続の場合】 補助事業計画申請、補助金交付申請を提出する際に、併せて実績報告書を提出してください。

(問 5-2) 発注書や契約書は全て提出が必要ですか。

(答) ○ 原則、内容や金額等が明記された契約書の写しを提出していただきます。金額が少額の場合などで書面にて契約を交わしていない場合、契約書の提出は不要ですが、代替の書類として請書や発注書等、内容が分かるものの写しをなるべく提出してください。

経費の実績を確認するための請求書、領収書等の支払を確認する書類は全て提出が必要です。

なお、補助事業については、実績報告時に写真の提出が必要となります。

(問 5-3) 実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払われますか。

(答) ○ 実績報告書の提出時期によって異なりますが、実績報告書を受理し、審査及び完了検査終了後、事業者から提出された補助金請求書を県が受理してから概ね1ヶ月以内が目安となります。